

港湾空港技術研究所請負業務取扱規則

令和 3 年 4 月 1 日
研究所規則第 1 号

(通則)

第 1 条 平成 28 年 4 月 1 日海港航第 2 号「港湾空港技術研究所長が命により掌理する職務等について」第 1 第十一号に基づき、港湾空港技術研究所が請負により実施する調査、研究及び開発についての取扱いを下記の通り定める。

(準用)

第 2 条 請負業務の取扱いにおいては平成 28 年 10 月 1 日研究所規定第 36 号国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所受託等業務取扱規程並びに平成 13 年 4 月 1 日研究所規則第 31 号港湾空港技術研究所受託等業務取扱規則を準用するものとする。

附則(令和 3 年 4 月 1 日 研究所規則 1 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。